

# 群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金 及び 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

本稿では、「群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金」、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（経済産業省）」の概要を紹介します。

なお、各支援金の要件等につきましては変更される場合もあります。詳細につきましては、ホームページ等にて最新の情報確認をお願いします。

## 群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金

### 〈趣 旨〉

新型コロナウイルスの感染症拡大に際し、群馬県では、令和2年12月15日から令和3年3月1日までの間、県内一部地域における接待を伴う飲食店、カラオケ店、酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請を行いました。

この時短要請に伴い、直接的な影響を受けた事業者の皆様に対して、「支援金」を支給します。

※感染症対策営業時間短縮要請協力金の対象である飲食店等は本支援金の対象となりません。

### 1 支給対象

群馬県の要請に伴う飲食店の時短営業により直接的に影響を受け、売上が減少した県内に事業所を有する中小・小規模事業者及び個人事業者

### 2 支給要件

①県内に事業所を有している中小企業基本法で定める中小・小規模事業者及び個人事業者であること

②群馬県の営業時間短縮要請の対象地域の飲食店と直接的な取引があること

※対象地域：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

#### ＜主な対象事業者＞

- ・飲食料品、割り箸、おしぼりなど飲食業に財・サービスを提供する事業者
- ・タクシー事業者、運転代行業者 等

③令和3年1月又は2月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少したこと

### 3 支給額

令和3年1月又は2月の事業収入（売上）における対前年同月比での減少額

（個人事業者：上限20万円、法人：上限40万円） ※同一の申請者に対して一度限り

### 4 申請時期

令和3年3月18日(木)から同年4月28日(木)まで

### 5 申請方法

- ・郵送での申請：3月18日(木)受付開始
- ・オンライン(専用サイト)での申請：3月下旬から受付開始予定

### 6 申請要領

申請要領は群馬県ホームページよりダウンロードできます

### 7 相談窓口

群馬県飲食関連事業者等事業継続支援金コールセンター(電話対応のみ)

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む) 電話番号：050-5445-3560



群馬県HP

## 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(経済産業省)

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付します。

### 1 給付対象のポイント

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。

### 2 給付額

2019年又は2020年の対象期間<sup>※(1)</sup>の合計売上 - 2021年の対象月<sup>※(2)</sup>の売上 × 3ヶ月

※(1) 1月～3月 ※(2) 対象期間から任意に選択した月

中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円

### 3 申請期間

2021年3月8日(月)～5月31日(月)

### 4 申請に必要な書類

- ①収受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての「確定申告書」の控え
- ②2021年の対象月の月間事業収入がわかる「売上台帳」
- ③代表者又は個人事業者等が自署した「宣誓・同意書」
- ④「本人確認書類」(個人事業者等の場合のみ)
- ⑤「履歴事項全部証明書」(中小法人等の場合のみ)
- ⑥「通帳」の写し
- ⑦「その他事務局が必要と認める書類」(上記の他に書類の提出を依頼する場合あり)

### 5 手続きのポイント

- ①申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。

(注)登録確認機関は、一時支援金事務局ホームページより検索できます。

- ②事前確認については、電話による質疑応答のみで、簡単に事前確認を受けることができる、所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関での事前確認をお勧めします。登録確認機関が見つからない場合は、事務局の相談窓口までご相談ください。
- ③飲食時短営業・外出自粛等の影響を示す書類等の保存(7年間)が必要ですが、申請時の提出は不要です。
- ④オンラインで簡単に申請することができます。また、オンラインでの申請が困難な方は、一時支援金事務局で設置する申請サポート会場をご利用ください。

<群馬県内の申請サポート会場>

場 所：前橋テルサ5F  
〒371-0022  
前橋市千代田町2-5-1  
電話予約窓口(オペレーター対応)  
0120-211-240

- ⑤申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。その際には、審査に時間を要するので、申請前に、事務局のWEBサイトを参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

(注)上記の内容は一時支援金の概要を紹介したものです。詳細につきましては、一時支援金事務局HPにてご確認ください。



一時支援金  
事務局HP

※群馬県中小企業団体中央会は、上記一時支援金の登録確認機関となっています。事前確認のご要望がありましたらご連絡ください。